

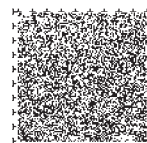
板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025

もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし

概要版



板橋区



第1章 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025

(1) 計画策定の背景と目的 (本編P2~P3)

背景

- 超高齢化の進行で支えを必要とする人が増え、人口減少に伴い支える担い手が不足していくことが考えられます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定により国際化がさらに進展するといわれています。
- 障害者差別解消法^(※)が制定され、あらゆる人の社会参加を促進する取り組みの推進が図られています。(※) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目的

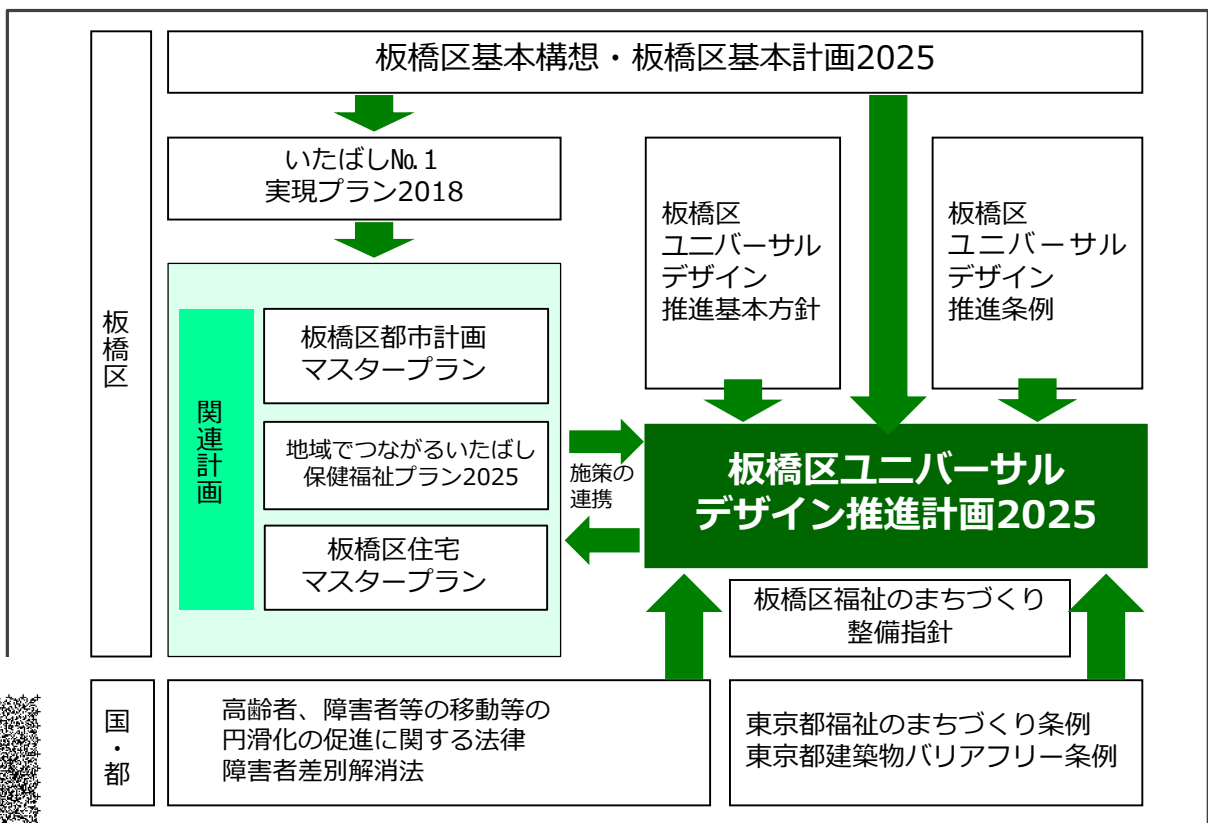
すべての人がくらしやすい地域社会の実現をめざす
「ユニバーサルデザイン」を推進します

(2) 計画期間 (本編P5)

- 平成29年度から平成37年度までの9か年とします。具体的な事業計画は平成32年度までの前期とその後5年間の後期の2期に分割されます。

(3) 計画の位置づけ (本編P4)

- 板橋区ユニバーサルデザイン推進条例第8条を根拠とし、ユニバーサルデザインに係る取り組みを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な計画です。



第2章 板橋区の現状と課題

(1) ソフト面の現状と課題 (本編P10~P11)

■普及啓発や人材育成

- 区民のユニバーサルデザインという言葉への認知度は高くなく、そのイメージもハード面に偏りがちです。広く普及啓発が必要です。
- 障がい者、高齢者、外国人、子育て中の方などが感じる困難さへの理解を深め、相手の立場に立って行動できる方法の検討が必要です。

■情報提供やくらし

- 国際化が進み、来訪者の増加が予想される中、案内サインや多言語化対応などが求められています。表記のルール等を決め、速やかな対応が必要です。
- 障害者差別解消法への対応や障がい者雇用が求められる中、すべての人が本来持つ力を発揮できる環境を整える必要があります。

(2) ハード面の現状と課題 (本編P12)

■公共施設等

- 公共施設の整備では、バリアフリー(※)やユニバーサルデザインの成果が現れています。今後、改築や大規模改修を行う施設についてもさらに進めます。一方、歴史的な建物などの感性価値の高い施設は、単に改修するだけでなくその価値を残し、バリア(障壁)が残る場合には人的介助など他の方法でも不便さを解消できるよう検討することが必要です。

(※) バリアフリーは、特定の人でも利用できるように、あとから施設などのバリア(障壁)を取り除くこと

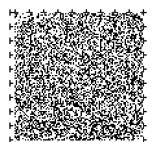
■移動手段や交通施設等

- バリアフリーの1ルート化が確保された鉄道駅でも、必要性や国・都の動向も踏まえ、2ルート目を要望していきます。また、ホームドアの設置などを通じて、転落の危険性の解消も必要です。
- 相対的に公共交通のサービス水準が低い地域では、その改善が必要です。

(3) 推進体制の現状と課題 (本編P13)

■推進体制

- 単独部署では解決できない課題は、施策・組織横断的に取り組むことが必要です。
- 公共施設の新築・改築時には「はじめから」ユニバーサルデザインにマッチングしているか確認することが必要です。



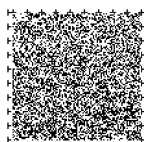
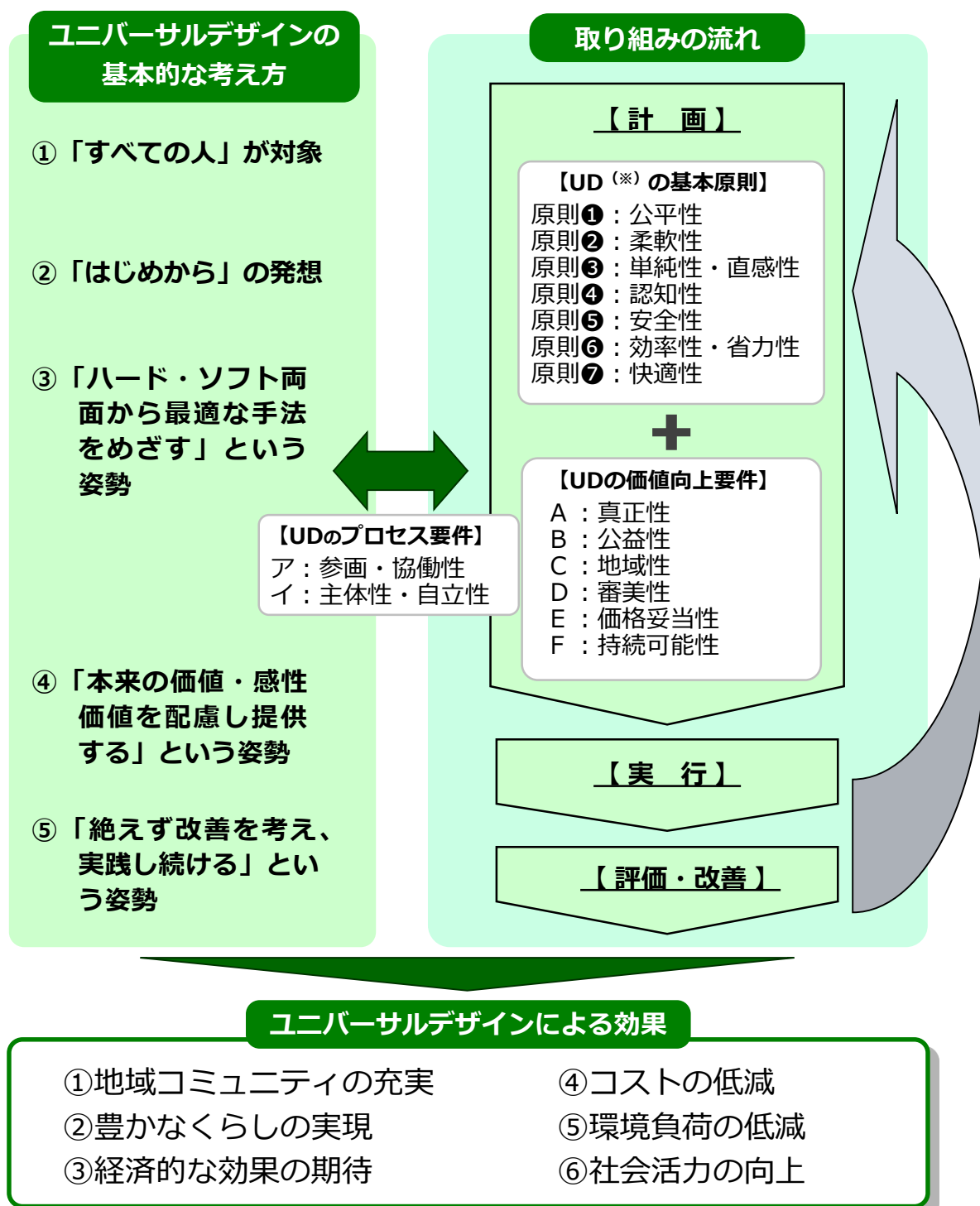
第3章 ユニバーサルデザインについて

(1) ユニバーサルデザインの定義 (本編P16)

○ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えることです。

(2) ユニバーサルデザインの全体像 (本編P19)

○ユニバーサルデザインの取り組みの流れという観点から、「基本的な考え方」「要件」「効果」の関係性を整理し、全体像を示します。



(※) 図中のUDはユニバーサルデザインの略

第4章 将来像、取り組みの指針と施策

(1) 取り組みの対象とその理由 (本編P22)

- 子どもは発達過程にあり、体力・判断力などが十分ではありません。「子どもがくらしやすいまちは、すべての人がくらしやすいまち」との考え方に立ったうえで、ユニバーサルデザインの原則も踏まえて対象を「すべての人」とします。

(2) めざす将来像 (本編P22～P23)

もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし

(3) 取り組みの指針と取り組みの視点 (本編P23～P26)

- めざす将来像の実現に向けて「取り組みの指針」を定めるとともに、取り組みの推進・展開を図っていく上で大切にする「取り組みの視点」を定めます。

ひと

指針1：地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます

- 【取り組みの視点】
- 「ひとごと」を「自分のこと」に、さらに「お互いさま」へ
 - 「知る・学ぶ」「気づく」「体験・共感」の循環

まちの
くらし

指針2：「くらし」を支える「まち」の力を引き出します

- 【取り組みの視点】
- 「支援する」「支援される」から「共にくらす」へ
 - 「できる」「できない」から「できることから」へ

まちの
空間

指針3：安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます

- 【取り組みの視点】
- 「知識」「技術」を活かし、「知恵・工夫」を発想する
 - 「作る」「使う」そして「担う」視点へ

しくみ

指針4：ひと・まちを支えUD^(※)を効果的に推進するための「しくみ」を整えます

- 【取り組みの視点】
- 「始める」「終わる」から「続ける」へ
 - 「計画する・実行する・評価する・改善する」を「ノウハウ化」する

(※) 文中のUDはユニバーサルデザインの略

(4) 各主体の役割 (本編P32～P33)

- 区、区民、地域活動団体、事業者が、それぞれの特性や役割を理解し、ユニバーサルデザインの考え方を共有しながら、連携・協働して取り組んでいきます。

(区の役割)

- ・取り組みの周知・普及・啓発・推進

(区民に期待される役割)

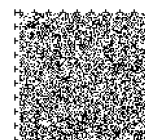
- ・取り組みへの参画、地域の課題解決の担い手

(地域活動団体に期待される役割)

- ・共にくらし続けられる地域社会づくりをけん引する担い手

(事業者期待される役割)

- ・ニーズの積極把握と取り組みやサービスの開発



めざす
将来像

もてなしの心を大切に、
すべての人が
心地よさを描けるまち
いたばし

現状と課題

普及啓発や
人材育成

情報提供や
くらし

公共施設等

移動手段や
交通施設等

推進体制

取り組みの
指針

指針 1

地域で支えあう「ひと」
の「もてなしの心」を
育みます

ひと

【取り組みの視点】

- 「ひとごと」を「自分のこと」に、さらに「お互いさま」へ
- 「知る・学ぶ」「気づく」「体験・共感」の循環

指針 2

「くらし」を支える
「まち」の力を
引き出します

まちの
くらし

【取り組みの視点】

- 「支援する」「支援される」から「共にくらす」へ
- 「できる」「できない」から「できることから」へ

指針 3

安心・安全で魅力ある
「まちの空間」づくり
を進めます

まちの
空間

【取り組みの視点】

- 「知識」「技術」を活かし、「知恵・工夫」を発想する
- 「作る」「使う」そして「担う」視点へ

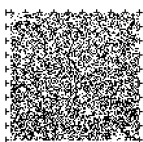
指針 4

ひと・まちを支え
ユニバーサルデザインを
効果的に推進するための
「しくみ」を整えます

しくみ

【取り組みの視点】

- 「始める」「終わる」から「続ける」へ
- 「計画する・実行する・評価する・改善する」を「ノウハウ化」する

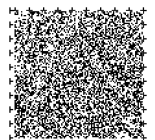


施策

事業【重点事業】

施策 1-1	UDの意識啓発の推進	▶	[01] UDガイドライン等の検討・作成★
施策 1-2	多様な立場の人を理解する 学びの機会の充実	▶	[02] MOTENASHIプロジェクトの推進 [03] オリンピック・パラリンピック教育の推進
施策 1-3	区職員の意識啓発の推進	▶	[04] UD研修の実施★
施策 2-1	わかりやすい情報の提供等	▶	[18] 屋外案内標識デザインガイドラインの策定★
施策 2-2	気配り・目配り・心配りの 対応	▶	[19] 福祉避難所の整備 [20] 自転車利用ルール推進
施策 2-3	社会参加しやすい環境整備	▶	[21] おでかけマップの管理・運営 [22] コミュニケーション支援機器等の活用★
施策 3-1	住まいや公共施設のUD化 の推進	▶	[51] 東板橋体育館周辺スポーツ施設整備 [52] 小豆沢スポーツ施設整備 [53] 公園のUD化 [54] 中央図書館の改築
施策 3-2	交通環境のUD化の推進	▶	[55] 内方線付き点状ブロック整備支援 [56] 自転車駐車場の整備 [57] 駅エレベーターの設置誘導
施策 3-3	魅力を高める施設や空間づ くりの推進	▶	[58] UDチェックの実施★ [59] UDアドバイザーの設置・活用★
施策 4-1	区民参加のしくみづくりの 推進	▶	[78] 会議・イベント等に参加できる環境整備の検討★
施策 4-2	庁内体制の整備・充実	▶	[79] UD推進調整会議の設置・活用★
施策 4-3	UDのものづくり等の推進	▶	[80] 板橋区UD賞の検討・実施★ [81] アーバンデザインセンター高島平の運営

※ユニバーサルデザインはUDと省略。事業【重点事業】の「★」は新規事業
推進事業については、本編の第5章（P38～P60）を参照





板橋区福祉部障がい者福祉課 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 TEL 03-3579-2252 FAX 03-3579-4159 刊行物番号 28-122

